

大規模集客施設の広域調整 に関する方針

平成27年11月10日

熊本県

大規模集客施設の広域調整に関する方針

目次

1	本方針策定の趣旨	1
2	本方針の目的	2
3	本県の都市づくりの目標	2
4	大規模な集客施設の適正立地に対する考え方	3
5	本方針の位置付け	4
6	広域調整を行う際の基本的な考え方	4
7	広域調整手続	5
8	都市計画案に対する住民意見の反映	6
9	大規模な集客施設の立地評価	8
10	大規模な集客施設の立地制限解除後における広域調整の機会確保	10
11	既存不適格の大規模な集客施設の増改築等に伴う都市計画の決定 又は変更における取扱	11
12	本方針の見直し	11
13	その他	11
14	本方針の適用	11
15	用語の定義	12
	(資料1:都市計画法等改正による大規模な集客施設の立地制限強化の概要)	13
	(資料2:関係法令等の抜粋)	14
	(資料3:事前協議様式)	16

大規模集客施設の広域調整に関する方針

1 本方針策定の趣旨

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会を迎えるという、大きな時代の転換点にあり、これまでの拡大成長を前提とするまちづくりから、高齢者・障害者をはじめ全ての人々にとって暮らしやすさを確保するという観点から、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現するために、いわゆる「まちづくり三法」のうち、都市計画法が平成18年5月31日に改正された(以下「改正法」という)。

同改正では、広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模な集客施設(*1)に係る立地制限の強化がなされた。(*P13,資料1参照)

(*1) 大規模な集客施設とは

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

大規模な集客施設は、著しく多数の人々を広い地域から集めることにより、立地場所周辺の環境等に影響を及ぼすだけでなく、広域的な交通渋滞など都市構造レベルで大きな影響を及ぼす恐れがあるという特性を有しており、その立地については、広域的な影響についての地域判断を反映した適切なコントロールを行うことが必要である。

改正法では、大規模な集客施設の立地について、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域を除き、立地が制限された。

また、制限された地域に立地しようとする場合には、可能な用途地域への変更等の都市計画の процедуруを要することとし、当該手順を通じて、適正な立地を確保することとされた。

さらに、市町村が都市計画の決定又は変更を行う際の県知事との同意協議手順を通じて、より効果的に広域調整が図られるようにするため、県知事が関係市町村からの意見の聴取等を行うことができる広域調整手続(*2,図1参照)が整備された。

(*2) 「広域調整」とは

市町村が大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際に、県が都市計画法第19条第5項及び本方針に基づき、立地市町村や関係市町村に対し必要な協力を求め、当該都市計画の決定や変更における同意・不同意を判断する一連の手続をいう。

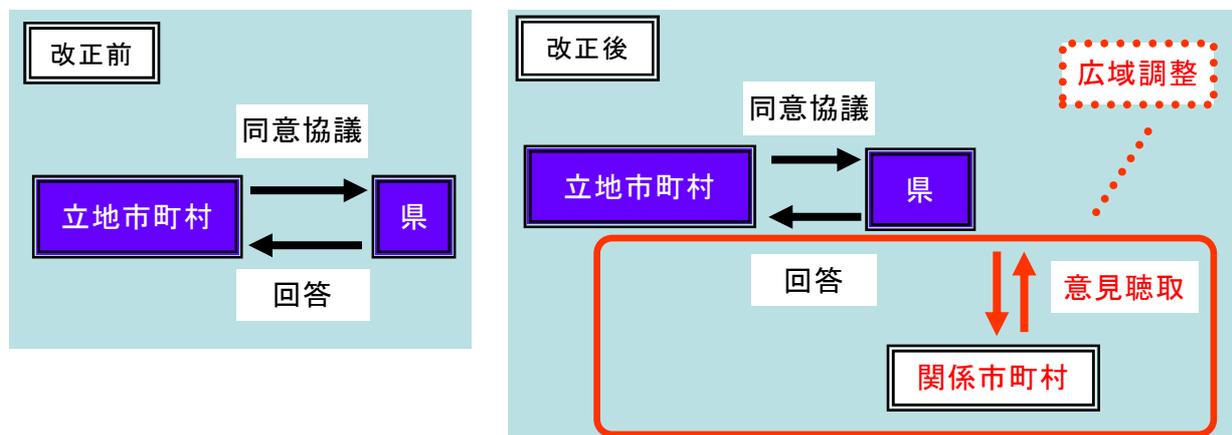


図1 広域調整のイメージ図

このため、本県においては、改正法の趣旨を踏まえ、市町村から大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更について協議された場合、適切に判断するため本方針を定めるものである。

2 本方針の目的

本方針は、大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際の広域調整に関する基本的な考え方や手続などの方針を示すことにより、改正された都市計画法を適切に運用し、大規模な集客施設の適正な立地の確保を図ることを目的とする。

3 本県の都市づくりの目標

本県においては、平成25年9月に策定した都市計画区域マスタープラン基本方針改訂版において、〈豊かな「もり」と共生する活力あるエコ・コンパクトな都市づくり〉という都市づくりの基本理念の基に、次の5つの基本目標を掲げ、都市づくりを進めることとしている。（*表1参照）

表1 都市づくりの基本目標

1) 県土の自然と共生する都市づくり
2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり
3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり
4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり
5) 住民と行政が協働により取り組む都市づくり

本県では、平成14年から人口が減少しており、高齢化率も全国と比較して高くなっている。

今後も人口減少と高齢化の進行が見込まれる中、持続可能な都市づくりを進めていくには、上記の都市づくりの目標の基に、ユニバーサルデザインの視点による人と環境にやさしい都市づくりを目指すとともに、これまでの都市機能が拡散する「拡散型」から、都市機能が集積する「集約型」へ都市構造を変えていくことが必要である。

4 大規模な集客施設の適正立地に対する考え方

都市づくりの目標の一つである〈都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり〉における「市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機

関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現するエコ・コンパクトな都市づくりを進める。」という考え方にに基づき、集約型都市構造への転換を図るという観点から、大規模な集客施設は、様々な都市機能が集積した拠点に立地することが適当と考えられる。

このため、大規模な集客施設の立地は、原則として、関連する都市計画との整合が図られる区域若しくは中心市街地活性化基本計画が認定された区域等に誘導するものとし、それ以外の区域においては、抑制するものとする。

ただし、例外的な取扱いとして、誘導を図る区域外で、市町村が特に大規模な集客施設を必要とする場合は、その理由を明確にしたうえで、本方針に基づき、適切に都市計画の手続を経た場合のみ、立地できるものとする。(図2,図3参照)

なお、誘導を図る区域であっても、大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更が必要な場合は、本方針に基づき都市計画の手続を経ることとする。

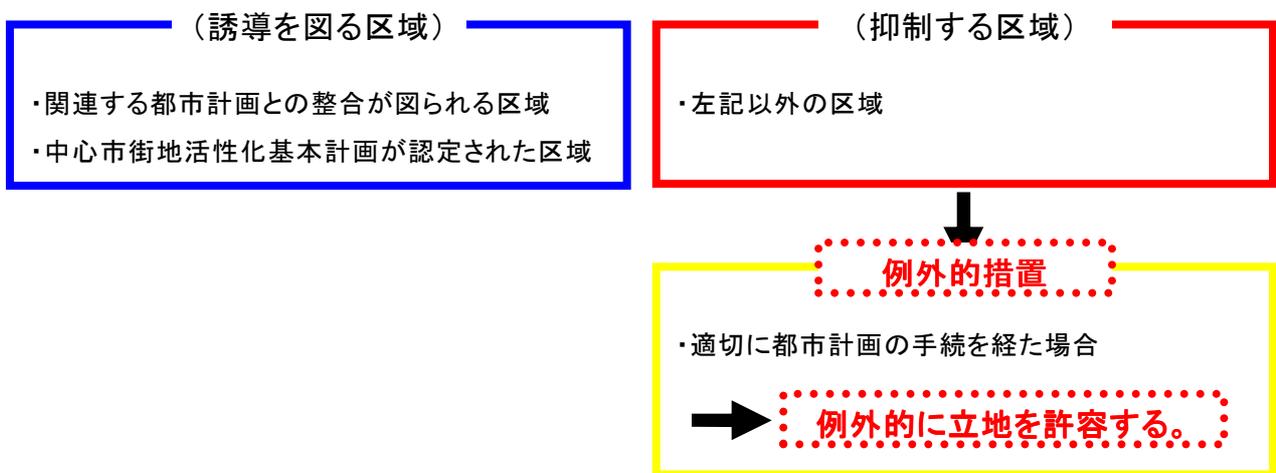


図2 大規模な集客施設の適正立地の考え方

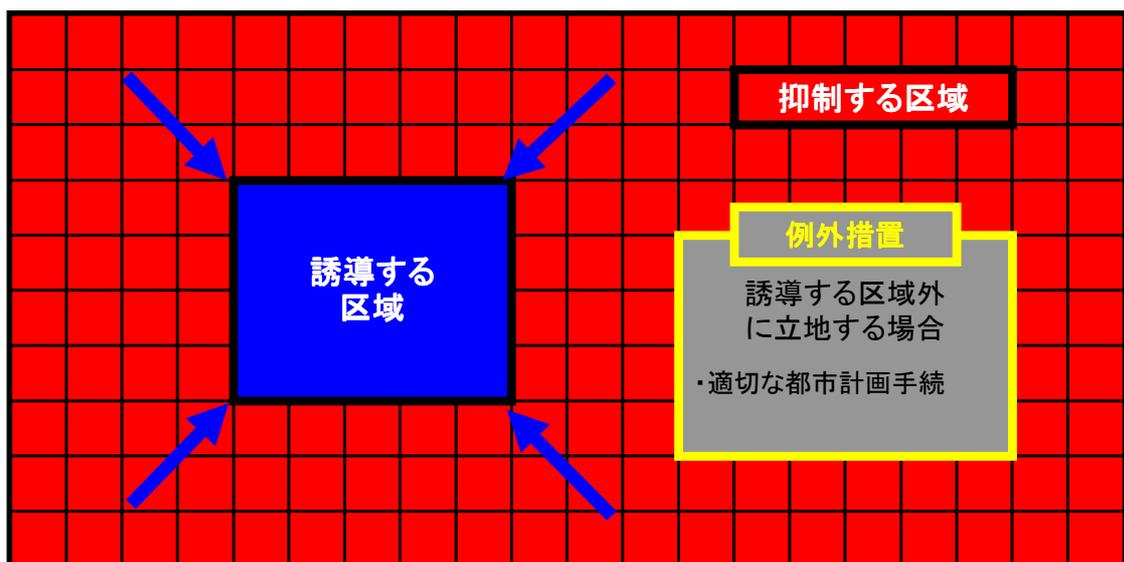


図3 大規模な集客施設の適正立地の概念図

5 本方針の位置付け

本方針は、大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際の広域調整に関する基本的な考え方や手続などの方針について定めたものであり、都市計画法、同法施行令、同法施行規則及び都市計画運用指針を補完するものとする。（*図4参照）

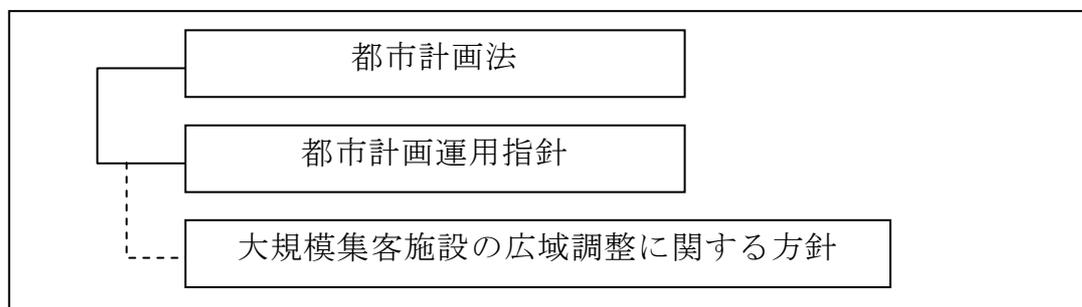


図4 本方針の位置付け

6 広域調整を行う際の基本的な考え方

以下の事項を、広域調整を行う際の基本的な考え方とする。（*P14,15参照）

【県が協議又は同意協議を行う際の観点】

- 1) 一つの市町村を越える広域の見地からの調整を図る観点から判断する。
（→都市圏における都市構造や広域的なインフラに与える影響等を勘案し判断する。）
※ただし、関係市町村及び、学識経験者等で構成される広域調整に関する検討委員会（仮称）（以下「広域調整検討委員会（仮称）」という。）が、影響ないと判断した場合は、広域調整は行わない。
- 2) 県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から判断する。
（→関連する都市計画との適合性等）

【広域調整を行う際の留意点】

- 3) 大規模な集客施設の立地が可能となる用途地域の変更等の都市計画制度の運用に当たっては、公共交通でのアクセス性や都市の持続可能性、環境悪化、交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率低下などの観点から運用するものとする。
- 4) 都市計画法及び本方針による広域調整は、都市計画の観点から大規模な集客施設の適正な立地を図ることを目的としており、需給調整や既得権擁護等の商業調整手段としては用いない。

7 広域調整手続（*P6・図5.P7・図6参照）

大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う場合には、以下の手続を経るものとする。

ただし、都市計画の決定又は変更が大規模な集客施設の立地を目的とするものではなく、かつ、大規模な集客施設の立地規制が別途講じられる場合等はこの限りではない。

1) 広域調整の必要性の確認

立地市町村が都市計画素案を作成した際には、県にその内容の報告を行う。県は、都市計画素案に対して関係市町村への意見照会を行い、また広域調整検討委員会（仮称）での検討結果を踏まえ、広域調整手続が必要となるかを判断する。

手続が必要となる場合は、以下の手続を行う。

2) 立地評価

立地市町村は、当該施設が立地した場合の影響について、本方針「9 大規模な集客施設の立地評価」で定めるところにより、予測及び評価を行い、立地における影響を十分検討するものとする。

3) 立地市町村から県への事前協議及び報告

立地市町村は、当該都市計画の決定又は変更を行う場合は、県への協議又は同意協議に先立ち、文書（別途様式[資料3]）で事前協議を行うものとし、併せて前項の評価結果を報告するものとする。

4) 関係市町村連絡会議の開催及び意見聴取

県は、前項の事前協議を受けた際は、関係市町村連絡会議を開催し、関係市町村から意見聴取するものとする。

なお、立地市町村は、意見を聴取するのに必要な資料の提出や当該都市計画案の内容（大規模な集客施設の立地評価を含む。）について説明を行うものとする。

5) 意見聴取後の対応

県は、関係市町村から提出された意見を取りまとめ、立地市町村へ通知するものとする。

また、提出された意見は、県が事前協議の回答を行う際の参考とするものとする。

立地市町村は、当該通知があった場合は、提出された意見について対応するとともに、その結果を県に報告するものとする。

6) 事前協議の回答

県は、広域調整検討委員会（仮称）を開催し、同検討委員会での検討結果を踏まえ、県都市計画審議会への諮問・答申を経て、県が回答を決定し、事前協議の回答を行う。

ただし、同検討委員会が、「一市町村の範囲を超えて大きな影響がない」と判断した場合は、県都市計画審議会への諮問・答申は省略できる。

また、事前協議の回答は、県及び関係市町村の意見を付して文書で行うものとする。立地市町村は、県及び関係市町村の意見を踏まえ都市計画案の内容を十分検討したうえで、都市計画案の公告縦覧や市町村都市計画審議会等の後続手続に進むものとする。

なお、事前協議の回答において、都市計画上支障があると認められる場合は、必要に応じて都市計画案の見直しを行うこととする。この場合、再度都市計画素案の作成以降の手続を行うものとする。

さらに、立地市町村は、当該意見の対象となった都市計画案を審議する市町村都市計画審議会へ県及び関係市町村の意見を提出するものとする。

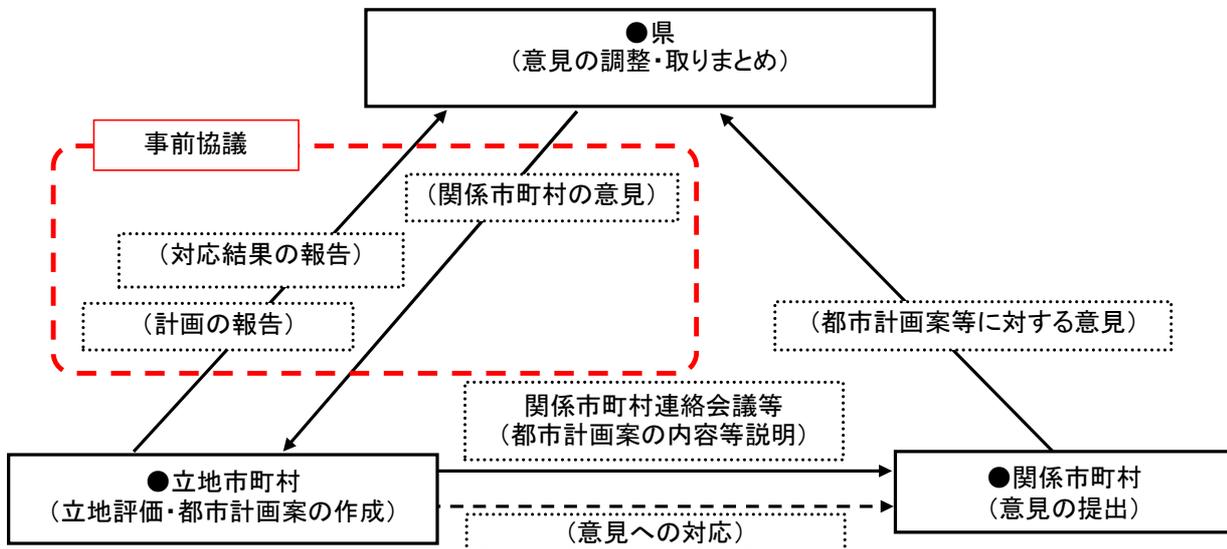


図5 県と市町村の関係の概念図

8 都市計画案に対する住民意見の反映

立地市町村は、当該都市計画の決定又は変更にあたっては、広く住民意見を反映させるために、公聴会・説明会の開催及び都市計画案の公告・縦覧の際は、広域的見地から特に配慮して周知するよう努めるものとする。

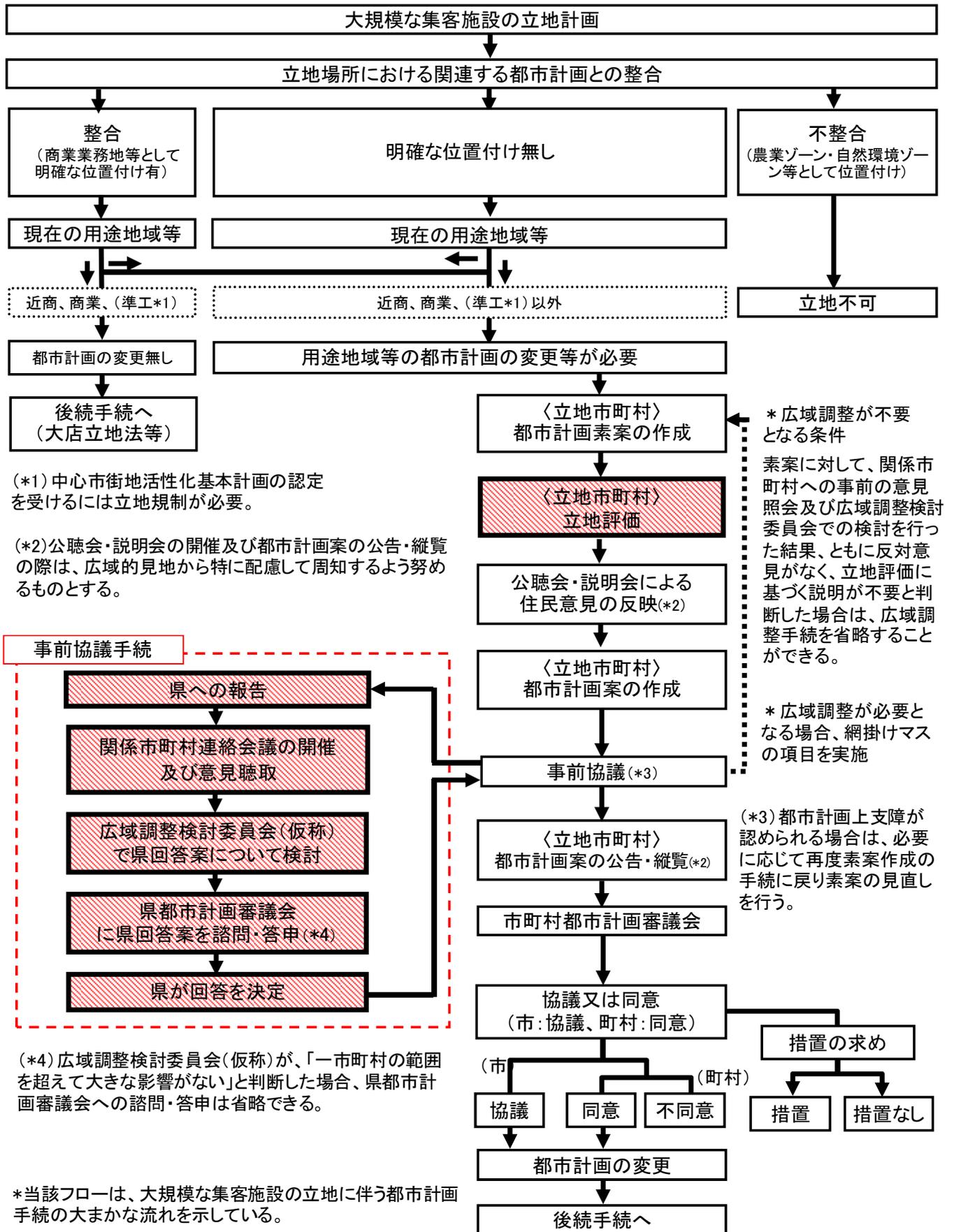


図6 大規模な集客施設立地のフロー

9 大規模な集客施設の立地評価

1) 評価手順

立地評価を行うにあたっては、立地市町村を含む都市圏の都市構造の現状を明らかにしたうえで、大規模な集客施設が立地した場合の都市構造の変化を予測する。その予測結果に基づき、広域的な観点等から重大な影響を与えないかどうかの判断を行うために、都市構造の観点から問題が生じないかどうか及び道路における著しい渋滞等の外部不経済を発生させないかどうかについて立地評価を行う。

(評価項目)(*P9参照)

- ・ 公共交通でのアクセス性
- ・ 環境への負荷(自動車交通利用率の増加)
- ・ 都市機能の集積
- ・ 既存の都市基盤施設ストックの活用
- ・ 都市の持続可能性
- ・ 主要な道路における渋滞・交通安全への影響
- ・ 自然環境・景観への影響
- ・ 騒音、廃棄物(悪臭)、光害による影響
- ・ その他(*3)

(*3) 評価項目は、標準的なものを示しており、大規模な集客施設の立地による影響は、当該施設の規模・立地場所・業種・業態又は地域の実情やまちづくりの計画等により異なるため、上記に記載した具体的な評価項目以外は、個別案件毎に適宜設定する。

2) 評価項目一覧

*本方針「4 大規模な集客施設の適正立地に対する考え方」において、【大規模な集客施設の立地は、原則として、都市計画上に位置付けがなされている区域等に誘導するものとし、それ以外の区域においては、抑制するものとする。

ただし、例外的な取扱として、誘導を図る区域外で、市町村が特に大規模な集客施設を必要とする場合は、本方針に基づき、適切に都市計画の手続を経た場合のみ、立地できるものとする。

なお、誘導を図る区域であっても、大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更が必要な場合は、本方針に基づき都市計画の手続を経ることとする。】としており、下表は個別の立地評価を行う際の評価項目を示している。

評価項目	評価内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通でのアクセス性 	<ul style="list-style-type: none"> 立地場所へ一定時間以内に自家用車を利用せずに公共交通機関等を利用してアクセス可能な人口が著しく低くないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷（自動車交通利用率の増加） 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な集客施設の立地により、都市圏内の商業等の集積地に移動する際の交通手段として自動車を利用する比率が著しく増加しないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の集積 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な集客施設の立地により、都市圏内の商業等の集積地に移動する人の移動距離の平均が著しく長くないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 既存の都市基盤施設ストックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な集客施設の立地または立地によって誘発される可能性がある周辺地域の開発による新たな都市基盤施設整備の必要性が著しく生じないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 都市の持続可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 立地場所が将来的に都市計画の変更等の内容に沿った都市的土地利用の可能性や持続性を見込める場所であること。 ただし、立地場所について、区域マスタープラン等への位置付けがあれば、評価は不要。 	
<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路における渋滞・交通安全への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路及び交差点における渋滞の発生に伴う混雑の度合いが著しく悪化しないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境・景観への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺で都市計画区域マスタープラン等の上位計画で維持・保全が位置付けられた自然環境・景観に著しい影響を与えないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 騒音・廃棄物（悪臭）・光害による影響 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音被害、廃棄物による悪臭等の発生や光害により、周辺の病院・社会福祉施設・教育施設などの公共公益施設や住宅地に著しい影響を与えないこと。 ただし、大規模小売店舗については、評価は不要。 	
<ul style="list-style-type: none"> その他 	<ul style="list-style-type: none"> 県が必要と認める事項 	

10 大規模な集客施設の立地制限解除後における広域調整の機会確保

1) 広域調整の機会確保の必要性

本方針では、大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際には、必要に応じて立地施設の規模等を想定して立地評価を行いながら広域的な調整を行うこととしている。

一方、具体的な立地施設の計画がない等の理由により施設規模などを想定できない場合や既に大規模な集客施設が立地している等の場合には、立地評価を実施し、広域調整を行うことが困難な場合がある。

しかし、いずれにおいても、一旦大規模な集客施設の立地制限の解除を行えば、立地評価を行った規模をはるかに超える施設の立地や既存の大規模な集客施設の大幅な増築等が将来的に可能となる。

このため、大規模な集客施設の立地制限解除後に広域調整の機会を確保する必要がある。

2) 広域調整を行って都市計画の決定又は変更を行った場合の措置

必要に応じて立地評価の対象となった規模を上限とした特別用途地区(*5)などの設定を立地市町村に求める。

これにより、将来の増改築の際に、再度広域調整を行う機会を確保するものとする。

3) 広域調整を行わずに都市計画の決定又は変更を行った場合の措置

①具体的な立地施設の計画がない場合

大規模な集客施設の規模程度を上限とした特別用途地区(*5)などの設定を立地市町村に求める。

これにより、将来大規模な集客施設が立地されることになった際に、広域調整を行う機会を確保する。

②既に大規模な集客施設が立地している場合

既存の大規模な集客施設の規模程度を上限とした特別用途地区(*4)などの設定を立地市町村に求める。

これにより、将来の増改築の際に、広域調整を行う機会を確保するものとする。

(*4) 「特別用途地区」とは

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区のことをいう。

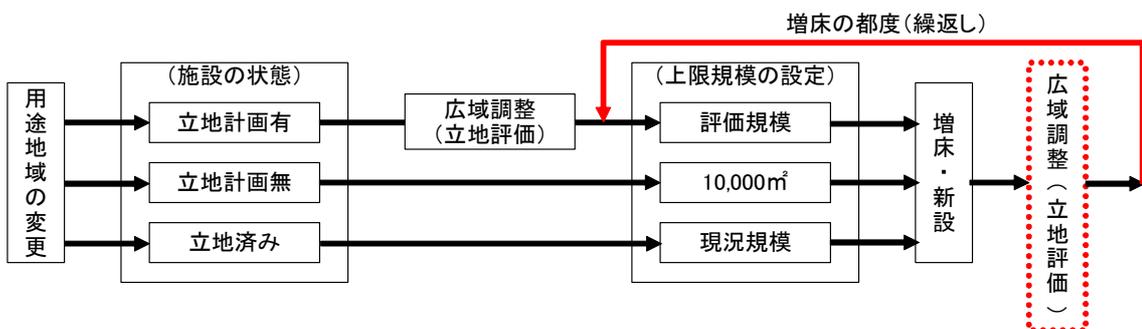


図7 広域調整の機会確保のイメージ図

11 既存不適格(*5)の大規模な集客施設の増改築等に伴う都市計画の決定又は変更における取扱

(*5)「既存不適格建築物」とは

建築したときは建築基準法又はこれに基づく命令、条例に適合していた建築物で、建築後に行われた法改正や都市計画の変更などにより、現行の規定に適合しなくなった建築物のことをいう。

既存不適格の大規模な集客施設の増改築等については、建築基準法により、増築後の床面積が既存不適格となった時点の床面積の1.2倍以内であること等の一定要件を満たす範囲内で認められているが、この範囲を超える場合には、用途地域の変更等都市計画の手続が必要となる。

当該都市計画の決定又は変更の場合も、本方針に基づき広域調整を行うものとする。

12 本方針の見直し

本方針は、今後の運用状況や社会経済状況の変化等により、必要に応じて評価項目の変更等、内容を見直すものとする。

13 その他

本方針で定める事項以外は、別途、県と市町村が協議して定めるものとする。

14 本方針の適用

本方針は、平成27年11月10日以降に、市町村から県に対して都市計画の決定又は変更に関する協議又は同意協議がなされたものに対して適用する。

15 用語の定義

本方針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

1)「大規模な集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるものをいう。

2)「立地市町村」とは、大規模な集客施設の立地を計画している市町村をいう。

3)「関係市町村」とは、次の市町村をいう。

大規模な集客施設の影響圏や立地市町村の商圈等に応じて、交通ネットワークを勘案して適宜設定するものとするが、対象区域から以下に示す距離に位置する市町村を目安とする。

(大規模な集客施設の延面積(*6)) ・10,000㎡～25,000㎡…4.0km
・25,000㎡～50,000㎡…5.0km
・50,000㎡～ …10.0km

(*6)「大規模な集客施設の延面積」とは

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計のことをいう。

4)「都市圏」とは、立地評価を行うために、市街地の広がりや住民の生活圏等を踏まえ設定した範囲をいう。

5)「広域調整」とは、市町村が大規模な集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際に、県が都市計画法第19条第5項及び本方針に基づき、立地市町村や関係市町村に対し必要な協力を求め、当該都市計画の決定や変更における協議又は同意協議の回答を判断する一連の手続をいう。

6)「特別用途地区」とは、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区のことをいう。

7)「既存不適格建築物」とは、建築したときは建築基準法又はこれに基づく命令、条例に適していた建築物で、建築後に行われた法改正や都市計画の変更などにより、現行の規定に適合しなくなった建築物のことをいう。

8)「都市計画素案」とは、本方針では、公聴会、説明会等前における住民意見が反映されていない案のことをいう。

9)「都市計画案」とは、本方針では、都市計画素案に関する公聴会、説明会等後に住民意見を反映させたもので、県への事前協議や案の公告・縦覧、市町村都市計画審議会への付議ができる状態となった案のことをいう。

資料1：都市計画法等改正による大規模な集客施設の立地制限強化の概要

		改正前(店舗)	改正後(H19.11.30)
用途地域	第一種低層住居専用地域	50㎡超不可	50㎡超不可
	第二種低層住居専用地域	150㎡超不可	150㎡超不可
	第一種中高層住居専用地域	500㎡超不可	500㎡超不可
	第二種中高層住居専用地域	1,500㎡超不可	1,500㎡超不可
	第一種住居地域	3,000㎡超不可	3,000㎡超不可
	第二種住居地域	制限なし	(10,000㎡超)立地不可 (用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定を行えば立地可能)
	準住居地域		制限なし
	工業地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業専用地域	不可	不可
市街化調整区域		原則不可 ただし、計画的 大規模開発 は許可 (病院、福祉施設、学校等は開発許可不要)	大規模開発も含め、 原則不可 (地区計画を定めた場合、適合するものは許可) (病院、福祉施設、学校等も開発許可が必要)
非線引き都市計画区域、準都市計画区域の白地地域		制限なし	(10,000㎡超)立地不可 (用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定を行えば立地可能)

資料2：関係法令等の抜粋

1) 都市計画法

第19条第3項

「市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市計画施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。」

第19条第4項

「都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。」

第19条第5項

「都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」

2) 都市計画運用指針

V.2(都道府県の同意協議等)抜粋

「都道府県知事は、市町村との当該協議に当たっては、一の市町村を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から行うものとされており、例えば、都市計画区域マスタープランの内容との適合性、都市圏における都市構造や広域的なインフラに与える影響等を勘案して判断することとなる。」

～(略)～

こうした考え方を踏まえ、当該協議の透明化、実質化、円滑化等を図るため、標準的な協議の実施方法等について、都道府県と市町村の間でルール化し、これを明示しておくことが望ましい。その際、以下のような点についてルール化することが考えられる。

都市計画の案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議等法令上必要とされている都市計画決定手続を開始する以前の段階における事前協議の活用を基本とすることにより、当該協議の円滑化を図ること。

Ⅲ-2.2(市町村の主体性と広域的な調整)抜粋

「市町村が決定主体である都市計画についても、当該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等必要な場合には、県は、当該都市計画についての協議又は同意協議にあたり、広域の見地からの調整を図る観点から、適切な判断が行えるよう他の関係市町村の意見を聴くなど、必要な情報の収集に努めることが必要である。」

IV-2-1 1)3(競争抑制的な土地利用制限の排除)抜粋

「用途地域や地区計画の決定等による用途制限の解除等の都市計画制度の運用に当たっては、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう措置するとともに、既成市街地における空家・空地の発生も含めた環境悪化、交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率低下、集積による利便の増進など、土地利用の外部性をコントロールする観点から運用するべきである。」

3) 技術的助言

技術的助言抜粋

「大規模な集客施設の立地は、一市町村の範囲を超えて広域的な都市構造やインフラに影響を与えるものであることから、一市町村の視点だけでなく、広域的な観点から適正立地を調整することが必要である。

改正法では、都市計画決定や変更手続を通じてより効果的に広域調整が図られるようにするために、県知事が関係市町村からの意見の聴取等を行うことができるよう手続を整備した。」

資料3:事前協議様式

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

熊本県土木部長

〇〇市町村長△△△△

〇〇都市計画〇〇の決定について（事前協議）

標記につきまして、都市計画法第19条第3項に基づく協議を行なう予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要がありますので、「大規模集客施設の広域調整に関する方針」の規定により、あらかじめ意見を伺います。

なお、回答については、文書にて行なわれるようお願いいたします。

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図
- 4 都市計画の策定の経緯の概要
- 5 立地評価書
- 6 その他